

被保険者証等の発行に伴う申請には身元確認書類が必要です



厚生労働省から『なりすまし』によって発行された被保険者証を使用し、不正に医療受給を受けた被害が報告され、発行の際の確認を徹底するよう通達がありました。これに伴い、平成28年1月より組合における被保険者証等の発行手続きの際、厳重に身元確認をさせて頂くこととなりました。皆様には大変ご不便をおかけ致しますが、ご理解、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

身元確認が必要な申請手続き

各種申請

- ・ 加入
 - ・ 氏名変更
 - ・ 住所変更
 - ・ 再交付
 - ・ 学分離
 - ・ 遠分離
- 等

上記の申請書に必要書類を添えて

来所申請

申請方法

郵送申請

『来所者の確認』

- ① 申請人(組合員)本人及び同一住民票である家族が来所。
- ② 事業主税理士が来所。
- ③ 上記以外の代理人が来所。 ※右記「代理人の確認」へ
(担当職員・社労士・申請人と同一住民票でない家族等)

※ ①～③の窓口に来所する方の「身元確認書類」が必要です。
 ※ ③は「身元確認書類」と「代理人の確認書類」が必要です。

身元確認書類 (顔写真付きのもの)

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード
- ・ パスポート
- ・ 資格証明証(税理士会員証・社労士会員証)等

③代理人

ご注意!! 個人番号通知カードは身分証明として添付いただけません。

『郵送時の確認』

- ④ 申請人(組合員)本人・税理士事務所から郵送。
- ⑤ 上記以外の代理人(社労士等)が郵送。 ※右記「代理人の確認」へ

※ ④のうち申請書の必要書類として住民票の添付がある時は身元確認書類は不要です。
 ※ ⑤は「身元確認書類」と「代理人の確認書類」が必要です。

身元確認書類 (顔写真付きのもの)

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード
- ・ パスポート
- ・ 資格証明証(税理士会員証・社労士会員証)等

⑤代理人

『代理人の確認』

※ 申請方法が ③ 又は ⑤ の場合、身元確認書類の他に、**代理人の確認**が必要です。

代理人とは・・・

- ・ 税理士事務所の担当職員が来所する。
- ・ 社会保険労務士等が来所又は郵送する。
- ・ 申請人と同一住民票でない家族が来所する。等

代理人の確認書類

● 家族以外が代理人の場合、下記3点を添付

- ・ 委任状【※組合ホームページに書式掲載】
- ・ 委任する組合員の身元確認書類
- ・ 委任された方の身元確認書類

※ 委任状と来所者が同一人でない時は、勤務先(税理士・社労士事務所)の社員証等が必要です。
 【例：社労士名の委任状で社労士以外が来所等】

● 同一住民票でない家族の場合、下記3点を添付

- ・ 委任状【※組合ホームページに書式掲載】
- ・ 委任する組合員の身元確認書類
- ・ 委任された方の身元確認書類
- ・ 家族関係がわかる戸籍謄本等(*)
* 住所地が同一の場合は省略可